

服 装 頭 髪 等 の 規 定

服装は端正清潔を旨とし、伊商生にふさわしい容姿を保つこと。

1 男 子

(1) 制 服

指定の学生服を着用することを原則とする。

※6月～9月は学生服を着用しないことを原則とするが、気候（気温の状況）により、この時期に学生服を着用しても良い。

※学生服を着用しない時は、指定の校章マーク付き白のワイシャツ（長袖・半袖）を着用する。ただし、指定の校章マーク付き白・紺のポロシャツを着用することもできる。

(2) セーター・ベスト・カーディガン

冬季（11月～3月）は学生服の下に着用しても良い。色は、黒・紺・灰とする。また、冬季（11月～3月）以外でも、気候により着用してもよいが、その際には必ず学生服を着用すること。セーター・ベスト・カーディガン等で授業を受けることや登下校しないこととする。

（注意）フード付きは禁止する。（学生服の裾・袖からはみ出ないものとする）

(3) コート類

華美でない色・柄のコートを着用する。丈は、指定学生服の上着を覆い隠せるものとする（ハーフコートも可）。

(4) 手袋・マフラー・ベルト等

華美なものを避けること。

(5) 履 物

①上履き 指定のものを着用すること。（氏名をかかと、甲の部分に黒マジックで明記）

（注意）

・必要事項（氏名・学年・クラス・クラス内番号）以外の落書きをしないこと。

・カカトをつぶして履かないこと

②下履き 黒または茶色の革靴もしくは華美でない運動靴を着用する。

（注意）

・カカトをつぶして履かないこと

・次の靴は認めない。

(a) 先のとがったもの (b) ブーツ (c) エナメル・メッシュ

(d) ヒールが高いもの (e) 下駄・サンダルまたはサンダル風のもの

(6) 靴 下 色は黒・紺・灰・白で標準型とする。ワンポイントは認める。

(7) 頭 髪

清潔さを保つこと。パーマ・脱色・染色・着色・その他頭髪の加工は禁止する。奇抜なスタイルは禁止する。

（注意）

生得的な理由により、何らかの加工を希望する場合は申し出を行う。

(8) 化 粧

化粧をすることは禁止する。

(9) 装飾品

ネックレス・ブレスレット・ピアス・サングラス・カラーコンタクトレンズ・指輪等の装飾品を身につけることは禁止する。

（注意）

眼科医等から治療の為にカラーコンタクトレンズ・サングラス等の使用を勧められている場合は、その旨申し出ること。

(10) 通学用カバン

学習用具が入る程度の大きさのバッグとする。

2 女 子

(1) 制 服

指定の制服を着用することを原則とし左胸に校章を付ける。

スカート丈は膝の皿が隠れる長さとする。

スラックスの着用も認める。

※6月～9月はブレザーを着用しないことを原則とするが、気候（気温の状況）によりこの時期にブレザーを着用してもよい。

※上着（ブレザー）を着用しない時は、原則としてベストを着用することとし、指定の校章マーク付き白のブラウスまたは半袖シャツを着用すること。ただし、指定の校章マーク付き白・紺のポロシャツを着用することもできる。（ポロシャツ着用時は、ベストの着用はしない）

(2) セーター・ベスト・カーディガン

冬季（11月～3月）は学生服の下に着用しても良い。色は、黒・紺・灰とする。また、冬季（11月～3月）以外でも、気候により着用してもよいが、その際には必ず学生服を着用すること。セーター・ベスト・カーディガン等で授業を受けることや登下校しないこととする。

（注意）フード付きは禁止する。（学生服の裾・袖からはみ出ないものとする）

(3) コート類

華美でない色・柄のコートを着用する。丈は、指定学生服の上着を覆い隠せるものとする。（ハーフコートも可）

(4) 手袋・マフラー

華美なものを避けること。

(5) 履物

①上履き 指定のものを着用すること。（氏名をかかと、甲の部分に黒マジックで明記）

（注意）

- ・必要事項（氏名・学年・クラス・クラス内番号）以外の落書きをしないこと。
- ・カカトをつぶして履かないこと。

②下履き 黒または茶色の革靴もしくは華美でない運動靴を着用する。

（注意）

- ・カカトをつぶして履かないこと
- ・次の靴は認めない。

- (a) 先のとがったもの (b) ブーツ (c) エナメル・メッシュ
- (d) ヒールが高いもの (e) 下駄・サンダルまたはサンダル風のもの

(6) 靴下類

①ストッキング 肌色・黒とする。

②ソックス 色は黒・紺・灰・白で標準型とする。ワンポイントは認める。標準型（長さも含めて）のソックスとし、ハイソックスも標準型であれば認める。

(7) 頭髪

清潔さを保つこと。パーマ・脱色・染色・着色・その他頭髪の加工は禁止する。奇抜なスタイルは禁止する。

（注意）

生得的な理由により、何らかの加工を希望する場合は申し出を行うこと。

(8) 化粧

化粧（カラーリップ・アイシャドウ・マスカラ・マニキュア・ペディキュア・ファンデーション等）をすることは禁止する。

（注意）

医療上、止むを得ず化粧の必要のある場合には、申し出を行うこと。

(9) 装飾品

ネックレス・ブレスレット・ピアス・サングラス・カラーコンタクトレンズ・指輪等の装飾品を身につけることは禁止する。

（注意）

眼科医等から治療の為にカラーコンタクトレンズ・サングラス等の使用を勧められている場合は、その旨申し出ること。

(10) 通学用カバン

学習用具が入る程度の大きさのバッグとする。

3 異装許可について

怪我その他止むを得ぬ理由のため、上記規定以外の服装を必要とする生徒は所定の手続きを経て「異装許可」を求めること。

4 その他

(1) 休業日等に登校する際には制服を着用すること。

(2) 儀式（卒業式・入学式・開校記念式・始業式・終業式）の際のソックスは黒・紺の標準型とする。また、原則として更衣期間中におけるポロシャツの着用も認める。